

防災啓発映像製作業務委託仕様書

1 目的

広く県民に対し、山梨県の災害リスクを伝えるとともに、「自助」「共助」の取り組みについて映像で分かりやすく理解してもらうため、防災啓発映像資料を製作し、県民の防災に対する意識の啓発を図る。

2 業務内容

(1) 業務内容

防災啓発映像の企画・製作

※作成した映像は、YouTube などでの情報発信のほか、県ホームページ、県施設内、学校での授業、各種イベント等で視聴するため、第三者の権利を侵害しないよう、予め受託者の責任において権利を処理しておくこと。

(2) 業務期間

契約の日から平成30年11月5日まで

(3) 映像完成時の提出物（成果物）

- ① 制作した映像を納めた上映用 DVD 500枚（1枚ずつケースに格納すること）
- ② 県ホームページ掲載用映像データファイル（メディアは別途相談）

3 映像の内容

制作する映像の総尺時間は30～40分程度とし、以下の内容を盛り込んだものとする。映像は小学生から成人まで幅広い年代に見てもらうことを想定しているため、平易な内容とするよう努めること。

なお、映像の制作は、防災の専門家や県防災危機管理課の職員の指導・助言を得ながら進めること。

【映像の内容】

【山梨県の災害リスク】

- 地震・風水害・土砂災害・雪害・火山噴火等、主に県内で過去に発生した災害について、動画・写真を活用しながら紹介する。
- 富士山噴火や南海トラフ地震など本県で想定される災害について、CG、イラスト等を用いて分かりやすく説明し、災害が身近に起こりうるものであることを伝えることで防災意識を喚起する。

【普段から実戦できる災害への備え】

- 自助、共助、公助それぞれの意義。
- 自助に関する取り組み。
(避難所やルートの確認、食料等の備蓄、家具の固定等家の中の対策等)
- 共助に関する取り組み。
(自主防災組織や消防団への加入、防災訓練への参加、地区防災計画、避難所運営マニュアルの紹介等) 等

【災害が発生したら…】

- 災害種別に応じた避難の方法、外出している場合等の状況に応じた行動。
- 自治体が発表する避難情報や土砂災害警戒情報等の説明及び発表されたときにとるべき行動。
- 「やまなし防災ポータル」や「防災 Twitter」等の山梨県からの情報発信ツールの紹介 等

4 著作権

- (1) 業務の実施により製作された成果物及び業務を遂行するために撮影した映像素材等の著作権に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議して定める。
- (2) 防災啓発映像で使用された映像、写真、図画等に関する権利（著作権法第21条から第28条に規定するもの）は全て県に帰属するものとする。
- (3) 防災啓発映像作成にあたり撮影した映像、写真、図画等については、使用、未使用を問わず著作権は県に帰属する。
- (4) 受託者は、防災啓発映像で使用した映像、写真、図画等を全て防災啓発映像製作終了後、速やかに県に提出する。
- (5) 受託者自身が持つ映像等の使用は認めるものとする。その際、県は委託料とは別に使用料等を支払わない。
- (6) 受託者は、他人に著作権があるものを使用する場合には、著作権者の承諾を得て、県に報告するものとする。その際、県は委託料とは別に使用料等を支払わない。